

第1回ハンセン病問題検討会

平成14年10月16日

【鈴木】 ……報道の方にお知らせします。当財団からのお願いですが、向かって左側、弁護団の席ですので、傍聴席、そちらのほうは撮影して結構でございます。また委員の方々も撮影して結構ですが、それ以外のところはプライバシー等の問題がありますので、ご遠慮なさってください。

それでは、始めたいと思います。本日はご多忙中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。これから平成14年度ハンセン病問題に関する事実検証調査事業に基づくハンセン病問題に関する検討会を開催いたします。私は、本事実検証調査事業を厚生労働省から委託された日本弁護士連合会法務研究財団事務局長の弁護士の鈴木と申します。本日、検討会の仮議長選出までの間、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、当日弁連法務研究財団常務理事である葉山から一言ごあいさつさせていただきます。

【葉山】 私は、ただいまご紹介にあずかりました日弁連法務研究財団の常務理事をしております葉山と申します。本日はご多忙中にもかかわらず多数ご出席いただきまして、ありがとうございます。

先生方に委員をお願いしてからほんとうに短い期間の第1回の会合で、先生方、ほんとうに時間のやりくりが大変だったと思います。重々おわび申し上げます。

日弁連法務研究財団は、法律実務の研修及び司法制度の調査研究、法情報の収集と提供を目的とする財団法人として設立され、弁護士会等の枠にとらわれず、広く社会に開かれたシンクタンクの機能を有する総合的な研修調査研究機関として活動してまいりました。このたび、厚生労働省から本事業の委託依頼を受け、本年9月30日、正式に委託契約を締結いたしました。

ご存じのように、我が国においては、ハンセン病患者の方々に対する隔離政策が長年にわたって継続され、多大な人権侵害と悲惨な被害をもたらしました。この問題については、熊本、東京、岡山の各地方裁判所において、国家賠償請求訴訟が提起され、昨年5月には、熊本地方裁判所において、らい予防法の違憲と隔離政策の違法を認めた判決が出され、確定しております。その後、坂口厚生大臣の国会における答弁や全国の原告、弁護団、全療協によ

って組織された統一交渉団と国との間の協議の結果などを踏まえて、実施されることになりましたのが本事業だと承っております。後ほど事務局のほうから改めてご説明させていただきますが、本検証事業の実施要綱には、目的として、ハンセン病患者に対する隔離施策が長期間にわたって続けられた原因、それによる人権侵害の実態について、医学的背景、社会的背景、ハンセン病療養所における処置、らい予防法などの法令等、多方面にわたる科学的、歴史的検証を行い、再発防止のための提言を行うことがうたわれております。二度と再びこのような悲惨な被害がもたらされることがあってはならないということは、すべての人の共通に願うところではありますが、そのための検証を国家の事業として行うことの歴史的な意義は大変深いものがあると考えております。

当財団といたしましても、このような歴史的価値のある事業を厚生労働省より委託されたことを光栄と考え、本事業の成功に尽力する所存であります。委員の先生方にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本検討会の公開の可否等、運営にかかわる事項につきましては、後ほどご論議いただくことを予定しておりますが、当財団としては、本事業の意義にかんがみ、原則として公開でお願いしたいと考えております。なお、運営要綱においては、検証会議は原則として公開となっております。

これから議事に入りますが、本日は国民の注目する歴史的な検証事業の第1回であり、また議題には、被害者のプライバシーにかかわる事項等を含んでおりませんので、特にご異議がなければ、このまま公開で進めさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。（拍手）

ご異議がないようでしたら、公開で進めさせていただきます。

では、どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木】 それでは、本事業、当財団担当事務局である加納小百合弁護士から本日の予定と議題、配布資料等についてご説明させていただきます。

【加納（事務局）】 よろしくお願いたします。まず本日の予定からお話しさせていただきます。本日は1時から検討会を始めさせていただいております。そして、3時から検証会議との合同会議を予定しております。本日は検証会議と検討会の各委員の先生方の初顔合わせということになりますので、自己紹介も兼ね、また合同のスケジュールについての検討などもございますので、合同の会議とさせていただきます。同じこの会場を使って午後3時から行いますので、事務作業等の関係がございますので、本日の議事終了は2時半をめぐ

にさせていただければと思っております。

では、本事業の実施要領と検証会議、検討会議の位置づけについてご説明をさせていただきます。お手元の資料に「ハンセン病問題に関する事実検証調査事業実施要領」というものが配られているかと思しますので、そちらのほうをごらんください。こちらの実施要領が本委託事業の中心的な基本的な内容ということになります。この実施要領につきましては、別紙1「ハンセン病問題に関する検証会議運営要綱」、そして別紙2といたしまして、「ハンセン病問題に関する検証会議・検討会の検討事項」というものが付属しております。

内容についてご説明させていただきます。まず1枚目、実施要領の第1、目的欄をごらんください。本事業の目的は、そこにありますように、「ハンセン病患者に対する隔離政策が長期間にわたって続けられた原因、それによる人権侵害の実態について、医学的背景、社会的背景、ハンセン病療養所における処置、『らい予防法』などの法令等、多方面から科学的、歴史的に検証を行い、再発防止のための提言を行うこと」ということになっております。

この目的については、2枚目の運営要綱のほうの目的第1条も同趣旨のことが書かれております。そして、この第1条の目的を達するために、第2条におきまして、「検証会議が検証活動を行うために必要な調査、検討、報告書の作成等を行うため、同会議の下に検討会を設置する」ということで検討会の位置づけがなされております。

さらに、第5条をごらんいただきますと、検証会議の活動の中身について書かれておりますが、検証会議は、基本的な検討課題を整理して検討会にその検討課題を示す。そして、検討会は、その検討課題について研究を行う。そして、その研究成果について検討会から報告をしていただき、その報告を踏まえて、検証会議のほうでは、課題について審議をした上で報告書を作成をしていただくということが大きな枠組み、基本的な枠組みということになっております。

検討会から検証会議に対する報告は、年度末には報告書という形で行っていただく形になるかと思いますが、その過程におきましても、検討会は検証会議と相互に情報交換を図り、必要に応じて検証会議に研究状況を報告するといったことも予定されております。情報交換の方法等は、適宜、次回予定されております合同会議等の開催を行っていただくような形になると思っております。

検討会の具体的な活動につきましては、後ほど年間スケジュール案についてこちらのほうからご説明をさせていただき、それについてご意見を伺って、討議をしていただくことになるかと思えます。また、運営方法についても、具体的にこの後ご議論いただきますので、こ

ここではこの程度のご説明とさせていただきます。

なお、検証会議につきましては、昨年度の厚生科学研究、「ハンセン病施策の検証と将来に向けた対策の構築に関する研究」をもとに検討課題を整理することとなっております。皆様のお手元にも13年度の研究報告書が資料として配布されていると思いますが、そちらのほうの研究との関連で、本検討会の委員につきましては、ご事情によって事前の打診の段階で辞退された方を除きまして、昨年度の平成13年度の研究班の班員の方々について全員に委嘱をさせていただいております。

ただ、本検証事業は、あくまで昨年度の厚生科学研究とは別の新しい委託事業として行っておりますので、この点は一応別事業ということでご理解をいただきたいと思っております。

事務局からは以上の説明とさせていただきます。

【鈴木】 次に、議題の2、審議の欄に記載された事項についてご議論いただきたいと存じます。運営方法、検証会議委員2名の互選、今後のスケジュールの3点でございます。それでは、仮議長をご選出いただき、その後は司会を仮議長にお任せしたいと思います。仮議長のご推薦があれば、よろしく願いいたします。どうぞ。

【藤野委員】 井上英夫先生を推薦します。

【鈴木】 井上先生というご推薦がありました、よろしいでしょうか。

では、井上先生、ひとつ仮議長、よろしく申し上げます。

【井上仮議長】 仮議長ということでご推薦いただきましたので、議事を進行させていただきます。昨年の研究以来、皆様には非常にご苦勞さまでして、いろいろ議論を重ねてきましてようやくここに至ったわけであります。検討会について、きょう説明ありましたような使命を果たすためにスムーズな運営を図っていかねばと思っておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

さて、最初に議事にありますように、検討会の運営方法をご議論いただきたいと思っております。まず、最初に、委員長選出という手続を踏んだらいかかと思っておりますが、先ほど説明ありました、検証会議の運営要綱の第4条の2項に、「検討会に委員長をおくことができる」ということになっています。そして、「委員長は、検討会委員の互選による」、こういう規定になっていますので、運営をスムーズにするためには、委員長を置いたほうがよろしかろうと思っておりますので、このことはよろしいでしょうか。

では、最初に委員長選出をお諮りして、その後に、この検討会の具体的運営方法、あるいは検証会議の委員の選出ということがありますから、その順番で進めていったらいかかと思

います。

まず最初に、委員長選出ということですが、これは、先ほどの4条の2項には、検討会委員の互選によるとありますので、またその手順でいきたいと思います。どなたか推薦していただけますか。

【森川委員】 井上先生を推薦します。

【井上仮議長】 何かここにいるままでいいという、そのほうが便利だという話じゃないかと思いますが、よろしいですか。はい。皆さんにご承認いただいたということで、引き続き私が委員長ということで務めさせていただきます。

早速であります。順番としまして、会の運営方法ということでは、どのように運営していくかということがありますが、これは後でご議論いただくとして、この会として検証会議の委員2名を選出しなければなりません。この作業をするということですが、委員長として、まず最初に、これは推薦枠2名ということで、こちらで進めていいですね。事務局のほうから何か説明ありますか。よろしいですか。

では、推薦を2名ということで。また先ほどの運営要綱に戻っていただくと、第3条に検証会議の委員の構成が出ているわけです。そして、その第1項の5号に学識経験者4名を置くと。そのうち2名は検討会委員の互選による推薦ということになっています。ということで、この検討会委員の皆さんからご推薦いただいて、2名の方に検証会議委員になっていただく、こういうことあります。

今、学識経験者4名ということで、その構成について事務局、説明していただけますか。今、既に2名の方がなっていますね。

【加納（事務局）】 お手元にありますハンセン病問題に関する検証会議運営要綱の第3条をごらんいただきたいと思います。検証会議の構成につきましては、ハンセン病患者・元患者2名、マスコミ5名、弁護士2名、療養所長1名、学識経験者4名となっております、学識経験者4名のうち2名を検討会委員の互選による推薦にてお選びいただくということとなっております。本会議でご選出いただきまして、次の検証会議との合同会議に検証会議委員としてご出席をいただきたいと考えております。その2名について。

【井上委員長】 学識経験者4名の枠があると。そのうち既に2名の方が選ばれておるわけですね。

【加納（事務局）】 はい。

【井上委員長】 その方を紹介してください。専攻分野を配慮する必要があるかなと思い

ますので。

【井上委員長】 学識経験者としましては、元東京都副知事の金平輝子先生と九州大学法学部の内田博文先生をお願いしております。お手元に委員名簿がございますと思いますが、そちらのほうにお名前が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

【井上委員長】 ということで、内田委員は、法学ですね。それから、金平委員は副知事だということですが、心理学がご専門というふうになっております。そういう意味でも、学識経験、ある程度バランスをとる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。分野を少し考慮してご推薦するというごこと。

【酒井委員】 委員長として、井上氏が出るというわけにはいかないですか。

【井上委員長】 そういうこともありますよね。でも、それも含めて少しご意見いただいて。はい。

【酒井委員？】 (再び、井上委員長を推す趣旨の発言)

【井上委員長】 なるほど。ダブリますけど。まあ、もう少しご意見いただいて。法学と心理学ということになると、今までの討議の中身からいくと、医学系ですね。これは欠かせないと思います。それから、もう一つは、分野的には社会科学関係ですね。分野でいうと、法学以外ということになります。

【酒井委員】 和泉先生、か、宇佐美先生を推薦します。

【井上委員長】 和泉先生。ご推薦ということでよろしいですね。はい。

では、まず1名、医学系のほうからいきましょうか。和泉先生推薦ということでお名前が出ましたが。

【宇佐美委員】 今、和泉先生という話がありましたけど、どちらかを(・・・と)。

【井上議長】 ああ、どちらかをね。

【宇佐美委員】 それで、並里先生は現在実地におられますし、また、和泉先生もインドネシアにおられるということでございますけれども、もし和泉先生がこういう会議に出れる用心があれば、私は和泉先生を推し薦めさせていただいて、並里先生には実地と今後の運営のほうで頑張ってくださいと思っています。

【井上委員長】 そういうご意見ですが、ほかにいかがでしょうか。和泉さん、今、外国にいらっしゃるけれども、この検証会議、検討会、ご出席のほうはいかがでしょうか。

【和泉委員】 一応J A I C Aの関係なので、J A I C Aの規定に縛られるわけですがけれども、幸いなことに、ことしの4月から1年間のうちに40日間は任期を離れていいという。

これまでは最初、赴任から半年間はだめとか、帰る前の3カ月はだめとか、いろいろなややこしい規定があったんですけれども、それが全部撤廃されて、必要に応じて自由に出ていいというふうに言われていますので、40日の範囲内であれば、1日行ってやって帰ればいい話ですから、参加は難しくないと思います。

【井上委員長】 かなり弾力的な状況だということで、ご参加いただけるということですが、いかがでしょうか。

【並里委員】 和泉先生がどうしても緊急の場合とか文書だけとかという場合は、私が取り次ぎさせていただくという点もあるかと思います。

【井上委員長】 では、カバーで必要に応じて代理出席等をしていただくということで、いかがでしょう。はい。

では、和泉委員にお1人、検証会議に出ていただくということで。

さて、2人目の件ですが、これはいかがでしょう。先ほど検討会議の委員長もどうかという話でしたが、法学がダブるということにもなりますし、委員長は、検証会議のほうは、いずれにしろ、連携を図るという意味ではオブザーバー的にでも出させていただくようなことはとらなきゃならないと思いますので、他分野からもう一方出ていただいたほうがスムーズにいくのではないかと思うんですが、どなたかご推薦いただけますか。

【和泉委員】 長年ハンセン病をやっているしまして、歴史の検証というのは非常に難しいですし、それから専門家が果たしてどんな役割を果たしたかということについても非常にたくさん資料を集めなきゃいけなかったりしまして、何せ90年間の複雑な動きですので、過去を検証するという意味では、歴史の専門家が入ってないといけないと思いますし、それから、今までも多くの資料を集めたり、検討されている人がいる、資料を持っておられる、あるいはそういう経験のある方という条件をつけて考えさせていただくと、当面は藤野先生しかいないような気がしますが。

【井上委員長】 藤野委員のお名前が挙がっていますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

では、そういうことで、藤野委員、よろしく申し上げます。

ということで、お2人ということで、和泉委員と藤野委員に検証会議に出席していただくと。両方で大変でしょうが、よろしく申し上げます。

では、ここまで来ましたから、運営ですね。検討会の運営について、どのような組織で進めていかお諮りしたいと思います。昨年度の経験も踏まえまして考えますと、検討会の中

でいろいろ実務的な面ももちろんなんですが、研究の進め方等についていろいろ考えていただくという一定のグループが必要かと。運営委員会のようなものということになりますけれども、それを置いたらいかがかということでお諮りしたいのですが、いかがでしょうか、ご意見を。

【宇佐美委員】 並里副園長をお願いします。並里先生に。

【井上委員長】 運営委員会を置くということでもまずお諮りしたいんですが、よろしいですか。

では、それで、今、具体的にご推薦いただいて、酒井委員と並里委員という名前が挙がりましたが、ほかにいかがでしょうか。

【森川委員】 中身を考えたほうがいいと思うんですけども。

【井上委員長】 意見、どうぞ出してください。

【森川委員】 私のほうではイメージができないんですが、例えばどういう。

【井上委員長】 先ほど1つ言いましたけれども、実務的な問題も少し議論していかなければならないと思うんですね。検討会をスムーズに運営していくためにはまず実務的な問題と。それから、課題について整理して、あるいは研究体制についても一定の、検討会に、皆さんに提案するようなものも考えなければいけないと思います。しかし、だからといって、具体的な研究内容についてどこまで運営委員会で議論して決めるかというようなことだと思いますと、そこまではやらないということになると思いますから、むしろ、先ほど言いましたように、抽象的ではありますが、この検討会の大目的がありますけれども、その作業を進めていく上で、スムーズにいくようにいろいろ運営委員会で議論しながら検討会にお諮りして、それで全体の合意をつくって作業を進めていく、そういう役割になると思います。

【酒井委員】 運営委員会というのは、昨年の研究班検討運営委員会というイメージでいらっしゃいますか。

【井上委員長】 はい。昨年、いろいろご苦労さまで、苦労しましたけれども、やはりあれがあったから1年間で何とかまとめられたんじゃないかなと思うんですけども。

【酒井委員】 そうしますと、それぞれの専門分野から、また1人ずつ出ていただいて、そして去年と同じような形でやってはいかがでしょうか。

【井上委員長】 そうですね。だから、結局、委員長と推薦された委員と、それから今お名前が挙がった酒井さん、並里さん、昨年度と同じメンバーですが、昨年の経験もありますし、少しその辺で議論しながら、この検討会を進めさせていただくというイメージです。

【森川委員】 検証会議のほうで研究課題等が検討会に示されると説明を受けたんですが、運営委員会で検討課題等についてまた議論するわけですか。今、各専門分野からおっしゃいましたが、この検討課題というのは、いろいろな専門をまたがってやっているわけですので、あまりイメージがわからないんですが。

【井上委員長】 検討会の作業をするのに検討会の現在の委員だけで全部カバーできないと思いますね。そうすると、検証会議のほうから検討課題が提示されて、これはもともとこの検討会で議論した25項目をまとめて、それを基礎にして課題設定をして検証会議が検討会に示すという、先ほど説明ありましたね。となれば、それを具体化していくということになれば、テーマを具体化していくという問題と同時に、研究体制をどうつくるか。例えば新しい人に加わっていただくなり、協力者、あるいは調査1つする場合でも、調査委員をどうするかと、こんなことになりますね。それは、全部運営委員がやれるわけではなくて、そういうことが運営委員として提示できる部分もありますけれども、全員で図って、それぞれのところで工夫していただくようなことにもなると思います。

ただ、まだ、次回検討会で具体的には研究方法、研究スケジュール等も図って決めていくということになると思いますから、今の時点では、あまりこうだというふうな話ではなくて、皆さんからむしろ議論していただいて、それで研究の進め方を決めていくということになると思います。

ただ、全体で議論して、なかなか運営については具体的に、むしろ実務的な面でもまとまりませんので、そのあたりを中心になって議論して、提起するという、そういう役割を運営委員の方たちに果たしていただいたらどうかと、こういうことです。

【森川委員】 しつこいようで申しわけないんですが、貴重な時間なのですいませんが、昨年度の研究班で少し思いましたのは、昨年度も運営委員会を置きまして、例えば法律分野とか歴史分野から代表者を出して、法律関係の研究については法律分野の代表者を中心とする法律あるいは法律政策グループで研究テーマを検討してくださいという形で研究方法がとられたんですが、そうしますと、法律の研究をしてくださいと言われますと、ハンセン病の問題を総合的に、多角的に研究したい人を持っていますので、非常に研究がしにくかったという印象がありますので。ですから、もし運営委員会を置くのであれば、研究体制をどのように整えるかについて十分な議論をしていただきたいと思います。

【井上委員長】 していただきたいんじゃなくて、自分も委員なんですから、ぜひ議論していただきたい。今のご意見を伺って、それで、先ほど申しましたけれども、運営委員会で

全部決めてどうという話ではなくて、常にこの検討会全体、皆さんにお諮りしてやっていくという、こういう手続を踏む、これが大事だと思うんですが、でも、具体的には、なかなかそれだと進みませんので。

【酒井委員】 森川委員のおっしゃることもよくわかるんですけども、別に法律に限ることはないと思うんですが、ただ、その課題が来たときに、課題は来るものでなくて、またこっちから出すものでもあるわけなんですけれども、そのときに、サブグループができると思うんですね。そのサブグループの連絡委員が運営委員だというふうにお考えいただいたらどうなんでしょうか。ですから、そここのところで、結局、みんなが全員が集まって検討会をやるのじゃなくて、サブグループの間でディスカッションしながら、あるものを出していったというのがこの前のやり方であったと思いますけれども。そういうような形で、運営委員というのはあくまでもツリーの中間のかなめにいる人間であって、そのツリーの下にまたいろいろなグループがありますけれども、そのツリーの枝同士は互いにつながっていてもいいという感じだと思いますが。

【佐藤委員】 今、酒井先生のご意見を伺ったんですが、酒井先生が申されたサブグループとおっしゃるのは、学術的方法に基づくサブグループをイメージしていらっしゃる。森川先生が言われたことを私なりに解釈しますと、学術的方向よりは幾つかの課題であったり、課題のまとまりによってサブグループをつくるということのほうがよろしいということになりませんか。

【森川委員】 そうでございますね。

【井上委員長】 その問題自体は次回に議論をして、どのような研究体制で進めるかということになると思いますね。ですから、その場合でも、ある程度、次回検討する場合でも、一定のたたき台のようなものは運営委員で議論して、お諮りするほうが効率的かなと私は思うんですが。ですから、森川さんが今言われたようなことも、それから、今まとめていただいたような、どういうふうに研究体制、組織をつくって、どの視点からこの問題に切り込んでいくかというようなことになると思いますので、その辺はじっくり皆さん考えていただいて、次回に議論させていただいたらと思うんですが。よろしいですか。

では、とりあえず運営委員を置くと。運営委員会かな、これは。運営委員でいいですね、会というほど大きくないから。運営委員を置くと。そして、メンバーは、委員長と検証会議への推薦委員2名、和泉さん、藤野さん、それから並里さんと酒井さんという、この5人で務めさせていただくと。これでよろしいでしょうか。はい。

では、そうさせていただきます。

さて、次にお諮りしなければなりませんのは、会議の公開の問題であります。先ほど要請がありましたが、検証会議自体、原則公開だと。検討会議も原則公開ということで、やってほしいということが要請としてありました。この点も、そうではありますが、この検討会として自主的に決めていくべきことだと思いますので、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。原則公開、これでよろしいでしょうか。

はい。

【宇佐美委員】 プライバシー以外で。

【井上委員長】 プライバシー等について配慮の必要な問題もあるでしょうから、それは折々に配慮しながら、原則ですから、できるだけ公開をしていくと、そういうことでよろしいですか。

【和泉委員】 各委員に意見を聞いたほうがいい。

【井上委員長】 一人一人伺ったほうがいい。はい。

では、そういう意見が出ましたので、魯さん、どうですか。はい。いいですか。はい。松原さん。（このように座席順に、魯委員、森川委員、丸井委員、松原委員と、次々に同意を得て）何かご意見あれば、公開の仕方についてですね。

【藤野委員】 ハンセン病の問題が、これまで密室で行われてきて、多くの人権侵害を引き起こしたわけですから、それを今回検証するわけですから、可能な限り公開して、多くの方に我々の意見を聞いてもらおうし、また我々も多くの方の前で責任持って発言しようと思います。ですから、個人のプライバシーにかかわる問題とかいうときは別としても、原則として公開でやると。むしろ公開するべきであると考えております。

【並里委員】 私自身が気をつけないといけないと思うんですけども、発表の段階で、公開だということの原則を忘れないようにして、伏せるべきものは伏せる、配慮すべきところは配慮するというようなことを自分の中でしていこうと思っております。

【鈴木委員】 私は専門が江戸時代なので、特に伏せるべきところは出てこないだろうと考えていますけれども。ちょっと気になったんですが、並里先生が伏せるべきところは伏せるということをおっしゃったんですが。

【並里委員】 私が昨年出させていただきました自分の検討したい課題というものをごらんいただくと、想像していただけるかと思うんですが、過去の医療の内容とか、現状も含めまして、そういうものに触れていきますと、個人的なものがかかり出てくると思いますので、

そういう場合は、個人名をもちろん出すわけじゃないですけども、患者さんのプライバシーを意識しながらやりたいと思っております。患者さんのプライバシーです。医療従事者として、ましていつも気をつけていないといけない部分ですけども。

【鈴木委員】 その辺がちょっと、歴史研究者でよくわからないんですけども、一応あらゆることをオープンにして差別の実態を明らかにしていくという、もしそういう場合だったら、そのときには公開しないという形でいろいろな情報を出していただくというのが原則ではないのでしょうか。

【並里委員】 公開が原則だと思います。公開したいと思うんですけども、患者さんの名前が、数少ない患者さんたちですし、追跡しようと思えばわかってしまうようなケースも中にはあるのではないかと自分で危惧しております。それから、患者さんのプライバシーということをいつも意識しながらやっていきたいと思っておりますけれども、公開の原則は守らないといけないと思います。どんなこともオープンに。今まで隠されていたことを明らかにしていくということは大事なことだと思っておりますが。

【井上委員長】 今のご議論で大事だと思いますけれども、検討会の中で議論するとき、これは中で議論する場合は、それこそ公開を、場合によってですよ、場合によってという、よほどのことがなければ患者さんの名前でも出していただいて議論しなければならないときがあると思うんですね。ただ、これを外部に公開するとき、その問題で今、むしろそちらが原則ですから、外部に公開するのをどういうふうにするかという、今、その議論なんです。ですから、そこは分けていただかないと。この検討会の内部で議論するとき、場合によっては、プライバシーにかかわるような問題があっても議論しなければならないければ、ここをクローズドにして、そして議論をするということですよ。ですから、そのあたり、少し明確にしておきたいと思うんですが。

今、主として議論していただいているのは、外に公開する場合のことですね。それでも原則公開だと。そして、外に出す場合は、プライバシー等の問題については配慮をしていくということだろうと思います。それでいかがですか。

【佐藤委員】 私も原則公開は賛成ですが、並里先生、井上先生が言われたことを踏まえ、場合によってクローズドの会議を設けるということが一部非常に大切ではないかと思っております。それは何かを隠すという意味ではなくて、プライバシーの問題ももちろんありますし、それから、いつも最終的な結論を持ち寄ってディスカッションをするだけではないと思うので、お互い、自分に対する批判を持ち合うというふうな場に、忌憚なく話をする場を設ける

という意味で、それが公開がよいか、非公開がよいかということもありましょうし、それから、何かを社会に向けて発表する、発言する、公開するという場合には、聞き手がどう受け取るかということを踏まえて言葉を選び、ウエートを考えて公開することが大切であろうと思われまますから、その辺をよく考えて。よく考えるということは、必ずしも作為的に何かを意図するということではないにしても、できるだけ善良な立場、公正な立場というものを持ち得るならば、それが何であるかということのみんなで考えた上で、公開の仕方考えるべきであろうと思いますので、場合によって非公開ということを経験して原則公開ということに賛成でございます。

【酒井委員】 私も佐藤さんの意見に賛成でございますし、それから、並里さんが言わんとしたこともよくわかりますし、ハンセン病という医療の問題ですから、いつも医療の問題のときにつきまとう問題がここでもはっきり出ているわけなんですけれども、やはり検討することが必要なときには、公開の場という場合にはできない場合もあるわけです。そういうことを十分運営委員の中で話をし、そしてその立場に立って、公開をやはり絶対にできないというようなことであれば、それを理解した上で、さらに研究を進めていくというところに持って……。話が少しややこしくなりましたが、佐藤さん、井上先生のご意見に賛成ですが、いわゆるそういう医療の中で持っているいろいろな複雑な問題もここでは同じようにあるんだということをご理解いただいた上で、この問題を進めていただければと思います。

【宇佐美委員】 私は、原則として公開としていただきたいと。たとえハンセン病という問題で社会的な偏見と差別の中で生きてきた私たちですけれども、新しい意味をつくるためにも、原則として公開していきたい。ただし、具体的な医療行為の問題について、だれだれがどういう病気であったとか、だれだれが留置所に入れられて何日間くったとか、こういう固有名詞、それからだれだれが逃走したり追放されたとか、こういう具体的な問題についてまで固有名詞を出すべきではないと思いますけれども、原則としては、患者のこられた問題については、十分に皆さんのご審議にまきたいと思いますので、原則としては、最小限度の秘密保持だけで、あとは全部公開に持って行っていただきたいと思ひます。

【能登委員】 私、公開は検討会議の場合は大原則じゃないかと思ひています。先ほど宇佐美さんもおっしゃられたけれども、プライバシーの問題であるとか、そういった問題はいろいろ配慮することもあるかもしれませんが、むしろ公開の二次的な部分というものも考えるべきじゃないかなと思ひます。例えば議事録を作成したものを、新聞であるだと

か、インターネットであるだとか、そうしたものでやはり公開していく。その際にプライバシーにはかなり配慮して行くべきだとは思いますが、いろいろな方々にこうした問題を知ってもらい、それから、問題の面をもっと見つめていただくというか、そういう機会はむしろ貪欲にしたほうがいいと思っています。

【和泉委員】 あんまりつけ加えることはないんですけども、今ちょっと頭にあるのは、ハンセン病の専門家と称する人たち、療養所で働いている人が主ですけども、そういう人でまだ生きている人がたくさんいるんですね。リタイアしている人も多いんですけども、その人たちがそれぞれのときにどんな発言をして、どんな行動をしたかというのがおそらく検証の中で出てくると思うんですね。サイレント表現が典型的ですけども、そうじゃなくて、おそらくあると思うんです。そういうときは、私自身はあまり遠慮しないで言おうと思っています。そのプライバシーまで配慮して、例えばO先生とかA先生とかB先生とか、そういう言い方をしないでおうと思います。専門家の責任ですから。

【井上委員長】 皆様のご意見を伺いまして、基本的には皆さん原則公開ということでご了承いただいていると思います。ただし、これは次の具体的にどう公開するかの問題になるわけですが、具体的に公開する場合についてはそれなりの配慮が必要だろうと。場合によっては、この会自体をクローズドでやる場合もあるだろうということだろうと思います。その辺は確認させていただいて、次に、議事録の問題。先ほど能登さんから、どういうふうにするかと出ましたが、議事録は、録音をとる。全部、逐語的議事録をまずつくると。これが基本だろうと思うんですが、どうでしょう。いいですね。はい。

これは、まず録音をとったものを議事録としてきちっと残すと。その上で、公開をする、それから資料として配布するなどの場合には、議事録を皆さんにまずお返しして確認をする必要があろうかと思いますが、議事録確認の作業ですね。その上で、チェックをしていただく。これは2段階あるわけですね。記録として残すそのものの議事録をまずチェックしていただいて、正確にとれているかどうかですね、そこがあります。次の段階は、公開するとうい場合に、どこまで公開できるかは再度チェックするなりしていただかなければならないと思うんですね。その作業を2段階でやるということで、よろしいでしょうか。ご確認いただけますか。

【佐藤委員】 一言蛇足になるかもしれませんが、先ほど検討会を公開すべきかどうかということとおそらく密接に関係をするので、誤解のないように。できれば皆さんが検討会というものの位置づけをどう考えているかということをお尋ねできればということなん

ですが、先ほど私が申しました危惧は、おそらく議事録の公開ということにも言えて、ある場において発言したことが、そのままマイクの前、テレビの前で社会に向けて発言することと同じような効果を持つとするとすれば、みんなが持ち寄ってきたものの科学的な確からしさや、いろいろな錯綜する価値や、そういうものはかられないままに、社会の前に出される。ある意味では、個人としてはよろしいかもしれませんが、会としては無責任になる可能性がある。それから、聞き手に対して、会として言葉をどう選ぶかということはどう考えるかということは、えてして、例えば言葉づかいが感情に走ったり、あるいは象徴だけが一人歩きをしたりというふうなことを恐れるので、そのように申し上げるので、議事録を例えば公開することに原則としてやぶさかではありませんが、議事録の位置づけというものを少し明らかにしながら公開をするということが必要ではないかと思っております。

【井上委員長】 位置づけというのはどういう意味ですか。

【佐藤委員】 例えばディスカッションの段階で、それは最終報告ではないとかですね。あるいは対立意見がここにはあって、そのことについては結論を出すには多少余地があると。別に逃げ場をつくるということではなくて、中途段階であるならば中途段階、あるいは合意ではなくて多様な意見があるというふうなことであれば、それを明示的に示した上で議事録を公開すべきであろうという点でございます。

【井上委員長】 これは私の意見として申し上げますけれども、議事録ですから、会の全体の意見であるとか、そういう話ではないですね。ここで議論されたことを記録に残して、必要でない部分を、あるいは公開してはならない部分を整理して、そして公開するということですから、当然議事録ですから、いろいろな意見があるし、というのは、読む人もそれは当然前提だと思いたす。ですから、そこはそう危惧されることはないと思いたすね。

それから、受け取られ方は、これは、どの人がどういう受け取り方をするかというのは、それぞれの委員の皆さん個人の判断でご発言いただくということだと思いたす。ただ、検討会として何らかのアピールをする、特に報告書をまとめるというようなことになれば、当然そこにいろいろな配慮が必要ですから、そこは十分皆さんで議論していただいて、納得のいく形で公開をするというふうにしたらいかがでしょうか。よろしいですか。

【藤野委員】 佐藤さんの心配されることは十分わかりますけれども、たとえ中間的なものであっても、あるいは内部で意見が対立をしたりしても、今どういう問題について検討会が議論しているか、今どういう問題について調べているのか、それを多くの方に知ってもらおうということが公開の意義だと思いたす。ですから、最終結論は、報告書をつくって、我々

の責任で出すわけですから、途中においては、個人の発言は、多少過ちがあったり、あるいは対立があっても構わないと思います。むしろ、今、何を議論しているかということを知ってもらうことが公開だと思います。ですから、そういうご心配はないだろうと思います。やはり、私は先ほど申し上げたように、患者・元患者の方々のプライバシーにかかわる問題以外については、原則公開。それ以外の例外は設けるべきではないと考えております。それを今までやってこなかったことがこれだけ大きな過ちを90年間やってきたわけです。それを反省した上での検討会、検証会議なんですから、そうした患者さんたちのプライバシー以外についての配慮は極力抑えるべきだと考えております。

【和泉委員】 ハンセン病に関する会議で、議事録がきちっととられていて、委員のやりとりでいろいろなことがわかった。典型的なのは、例の予防法廃止のときのオオタニ委員会だったんですね。あのときの議論というのは、厚生省は間違いを犯してないけれどもらい予防法を廃止するという論理をいかにして構築するかということで委員が真剣に討議をして、それを一つ一つ読んでいくと、非常におもしろい。間違っていないけれども、やっぱり間違っただということを認めないで、間違っただから修正するという論理を展開した。ああいうのはきちっと公開されることによって、厚生省という、あるいは日本の官僚機構というのはどういうふうな考え方をする人たちなんだというのがわかってくるんですね。その辺が全部省略されてしまって、あの委員会の場合には、結論は予防法廃止と決まっていたわけですから、そこだけ公開したのでは全然おもしろくない。その途中の論議というのは非常に大切なんです。

そういう意味では、今、藤野先生が言われたみたいに、正しかろうと間違っておろうと、それは一人一人の委員のそのときの発言について責任を問うわけじゃありませんし、学者なんていうのはしょっちゅう間違っただことを言って訂正するわけですから、あまり気にされなくて、自由にディスカッションできたほうがいいと思います。

【井上委員長】 よろしいですか。

(テープがえ)

【井上委員長】 ……いただいたと思いますので、それこそ内容的にはまた議事録で確認していただくということで、原則公開と。場合によって、必要な配慮を行うということでまとめさせていただきます。

では、次にいってよろしいでしょうか。スケジュールということで、事務局から提起していただきますが、とにかく今年度はもう半年ないんですね。という事態になっていますので、

相当に忙しいスケジュールになると思います。ぜひご検討いただいて、この会の運営がスムーズにいくようにしていただきたいと思いますが。

【加納（事務局）】 それでは、今後のスケジュールにつきまして事務局からご説明をさせていただきますと思います。お手元に検証会議・検討会スケジュール事務局案というものが配られているかと思いますが。このスケジュール案は、検討会と検証会議、両方のスケジュール案となっております。左に検討会のスケジュール案、右に検証会議のスケジュール案が書かれております。第1回は、今、開いていただいているんですが、この後、第2回が検証会議との合同会議として予定されているということが先ほどご説明させていただきました。今後のスケジュールなんですが、本委託事業は平成15年の3月を1つの区切りとして報告書案を出すといった形のスケジュールとなっております。

まず次回についてですが、11月の上旬ごろに検証会議からの検討課題の整理を受けまして、それに基づいて具体的に調査・研究方法について検討会のほうでお決めいただきたいと考えておりますので、検討会の第3回会議と検証会議の第2回会議、これも合同会議とさせていただきますと思っています。

こちらの合同会議で具体的な検討課題について検証会議のほうで整理をして、それを検討会のほうに示していただき、すぐに第4回の会議を同日に検討会として開いていただいて、具体的な調査活動の方針を決めていただければと考えております。

その後、検証会議のほうは、療養所の現地を訪れたり、ヒアリングをしたりといった日程を考えておりますが、これはまた合同会議のほうでご議論いただくことになるかと思いますが、検討会といたしましては、3月に中間報告案をご提出いただくことを想定いたしておまして、それに向けて15年の2月には検証会議の中間報告に向けた素案をご準備いただければと考えております。

そういった形で、非常にタイトなスケジュールになっておまして、実質的な研究期間がかなり短くならざるを得ないといった面もあるかと思いますが、一応、本年度は、本事業予算として5,000万円程度の計上を見ておまして、平成15年度も本事業の関連予算として予算を既に概算要求していただいていると伺っておりますので、最終報告を15年と考えさせていただきます。16年の3月にある程度まとまった報告書案をお出しいただくという方向で考えております。また、16年度につきましても、継続して研究を行う必要があるということが委員の先生方からご意見として出るような形であれば、財団としましても、厚生労働省にそのようお願いをしていく所存でおります。大体概略、このようなスケジュー

ールで考えておりますが、ご意見いただければと考えております。

また、検証会議との合同の部分につきましては、次の合同会議のほうでご議論譲っていただければと考えております。

【井上委員長】 どうもありがとうございました。

【酒井委員】 このスケジュール表の備考欄に書いています検討会の一番下、「上記全体会の他に、班会議（調査先での会議を含む）等を適宜開催」とありますが、これはどういうことを意味しているのか、ご説明ください。

【加納（事務局）】 検討会の先生方のほうで、適宜、班等を組んで、さらに細かな会議を開くワーキングチームのような形でやっていく必要があるというご議論がもしありましたら、予定している会議以外にもどんどん小回りのきくような形で設定をしていっていただければということを考えておりましたが、そのあたりも先生方のご意見に従って進めていきたいと思っておりますので、ご検討ください。

【酒井委員】 それで、具体的には、この委員会で決めて動くということでございますね。

【井上委員長】 そうですね。

【酒井委員】 例えば、もう既に我々、それぞれが研究をやっていますけれども、検討会議に出す前のサブの会議みたいな形で人を呼んで勉強会をやっている、そういうのもここに含むわけですか。

【井上委員長】 そうです。ここにはそういう意味が込められていると思います。問題は、半年弱で、何をどこまでやるかという話ですので、これは事務局が一応立ててくれたスケジュールですけれども、むしろ、検討会が皆さんで議論して、最も効果的でかつ有効な作業をしていくということになると思いますので、これは弾力的に考えていいということですね。

ただ、検証会議のほうは、そうはいつでも、大体コンプリートに近い案だろうと思いますので、それと合同ということになると、こちらが一定制約は受けるということになると思いますけどね。だから、それも第3回、今度の会議で、先ほど申しましたけど、運営をどうするか、研究体制をどうするか、研究をどう進めていくのかということで議論していただくと。そこで具体化していけばいいんだろうと思います。

【酒井委員】 たびたび申しわけございません。検証会議から提示されたもの、当然ハンセン病ですから関係あるわけですがけれども、それにダイレクトに結びつかないという形になるものは排除されるんですか。

【井上委員長】 その点は、この後少しお話ししようと思っていましたけれども、ここで

今、そういうご質問出ましたから、昨年度の検討会は、厚生科学研究という形をとりましたし、それに時間がなかったものですから、それぞれ比較的、運営委員で議論はしましたけれども、個別に研究していただいて、それを全体としてまとめるような形をとりましたね。でも、今年度、今回の検討会は、メンバーは昨年度と基本的には同じ方ですけれども、中身は変わっていて、昨年度は課題を提起するということでしたけれども、具体的に今年度は、特にもう一度確認していただきたいのは、運営要綱、実施要領に繰り返し書かれている1の目的ですね。この目的をもう一度繰り返し読ませていただければ、「ハンセン病患者に対する隔離政策が長期間にわたって続けられた原因、それによる人権侵害の実態について、医学的背景、社会的背景、ハンセン病療養所における処置、『らい予防法』などの法令等、多方面から科学的、歴史的に検証を行い、再発防止のための提言を行うこと」。これがこの検討会の役割ですので、この役割に基づいて、一方で検証会議から課題が提起される。ですから、その課題を具体的に研究をすることによってその課題に答えるというのがこの検討会の役割である。ここに参加されている委員の皆さんもそれが役割であるということになりますから、そうしますと、個人的に研究されていることでも、テーマ全体とはあまり関係のないということ、そこを研究するのではなくて、具体的にテーマに結びつく問題を研究していただかなければならないと思います。

ただ、そうはいいまして、先ほどから何度も繰り返して申ししていますが、これを具体化してどんな作業を、研究をどうしていくのかは、次回にご議論いただいて、その研究にふさわしい研究体制を組み立てていただきたいということですね。ですから、そのことだけはここでご確認いただきたいと思います。

ですから、場合によって、個人的な研究ではなくて、検討会として、全体として目的を実現するために作業をするということ、これはぜひ認識していただきたいと思います。

【酒井委員】 別紙2に書いていますハンセン病問題に関する検証会議・検討会議、検討事項という11項目の検討事項がありますね。これは、ここで決定されたものとして受け入れるわけですね？

【井上委員長】 これは検証会議のほうですから、合同会議のところで議論しますね？
検討事項。

【加納（事務局）】 検討事項につきましては、一応委託事業の契約内容となっておりますので、基本的には、この検討事項というのは、この事業の中でやるものとして定められているものだというふうにご理解いただければと思いますが。

【井上委員長】 一応、昨年度提起しました25の課題を整理して、まとめてここに提起しているというふうに私は理解しているんですが。ですから、逆にこれをどう具体化していくか。どの事項についてどう研究して具体化していくかということをおこの検討会ではかかっていくということになると思いますね。

【並里委員】 私も今の点を確認したかったですけれども、もう一度、つまり、今後どういう班構成をするかとか、それから、運営委員体制をどうするかという、先ほど森川先生のご指摘にもかかわってきますので、確認させていただきますが、今、酒井先生がお示しになった別紙2の11項目の検討事項ですね。これは、今、事務局のほうからも、これの検討を請け負ったというお話になっておりました。それで、昨年度の報告書の内容は、ハンセン病問題をかなり広範に目配りしたものだだったと思うわけですね。それと比較しますと、こちらのほうはかなりはっきりと整理されて、ある意味でテーマが限定されているという印象を持っているわけです。私としましては、こういう形になったということは、非常に明確化されたということで、非常に嬉しいと思っているんですけれども。研究内容で一応これに触れるように配慮するという程度のものか、それとも、最終報告書において、検討1についてはこうというふうに、きちんと明示していくようなものか、そのどちらかによって、この検討会の作業体制はかなり変わってくると思うんですね。これは次回以降の検討事項ということかもしれませんが、一応こちらの調査体制の心づもりもございまして、とにかく時間がありませんので、すぐにでも始めたいと思っておりますから、その辺について明確にさせていただきたいと思っております。

【井上委員長】 それは、事務局からどうぞ。

【加納（事務局）】 すみません。検討課題につきましては、検証会議のほうで整理をさせていただいて、ご提案をいただくということなんですけれども、実施要領に添付されております検討事項については、基本的な事項として網羅をさせていただくと。その上で、検証会議のほうでさらに必要と思われる事項等についてご指示いただいた場合には、それについても検討をさせていただくということで考えているんですが、そういったことでよろしいでしょうか。

【井上委員長】 この検討事項は、契約内容で列挙されたものなんですよ。ですから、これをを受けて、形式的にいえば、検証会議でさらに検討して、このうちの、絞るか、もっと広げるか、踏まえてですね、基本はこれですけど、その上で検討会にこうせいという手続になると思いますけど。ただ、少しややこしいのは、昨年度の検討会が課題に影響してい

る。それに基づいて検証会議は課題を改めて検討会に提起するんだという、こういう流れになっていると思いますので、だからその辺は、むしろきょうの合同会議で少し議論をしていただいたほうがいいかなと思うんですが。

【並里委員】　ちょっと消化不良なのかもしれないんですが、あれは私たちが昨年度検討課題というのを出しましたね。22ぐらいですかね、たくさん出したと思うんですけども、それが一つ一つこれがこれに当てはまるというのが、ちょっと私がしっかり理解していないところがあるのかもしれませんが、全部含まれているのかどうか、ぱっと見たところで、少し理解が足りない部分が私の中にはありますから、まだ、そういうことに細部にこだわらなくてもいいのかどうかということをちょっと心配しています。

【井上委員長】　これは藤野さん、どうですか。私が見た限りでは、あらかた含まれていて、それほど、これ自体を詳細に検討するというような性格ではないかなと思うんですが。

【藤野委員】　これはタイトルだけですから、内容的に細かくどういうことをやるかについては書いてありませんから、大きな目玉になっていると思います。去年さんざん苦勞してつくった、皆様にご協力いただいた報告書というのは、内容をどういうふうにするか、何を調べるか、どこの資料を調べるかまで書いてあります。ですから、それを集めて整理したのがこの11項目だと思いますけれども。ただ1つ言えることは、こういうふうになるということをお我々はきょうまで知らなかったわけですね。今、この会合に際していただいてみて、こうなったのかなということで、そういう意味で皆さん戸惑いがあるんじゃないかなと思いますけれども、これをいかに膨らますかというのがこれからの我々の研究だと思うので、とりあえずこの11項目を受け入れた上で、さらにこれを肉付けし、もっと豊富にするという方向でこれから議論していけばいいと思いますので、基本的には、できている以上、今これを覆すということではなくて、これをさらにいかにもっと内容を豊かにするかという方向で考えていっていいと思います。一応項目だけ見た限りでは、我々がつくった25項目の内容がほぼ網羅されているのではないかなと考えております。

【並里委員】　昨年度の検討課題に私はちょっとこだわっていますが、それがすべて含まれている検討課題は認めていただけというのなら、私の理解が足りないだけで、ここに含まれているんだろうというふうに考えますけれども、昨年の検討課題を認めていただけのなら結構ですがということです。

【井上委員長】　認めるかどうかという話ではなくて、流れの中ですから、それは改めて、例えば昨年の検討項目の1つがこの中に入っているかどうかという議論自体を、あるいはそ

れをどう研究するか自体を次回検討していただきたいということですけど。きょう合同会議で出てくればそこでまた議論していただければ結構かと思いますけどね。

【並里委員】 今この11項目を即座にきちんと、この場ではちょっと無理じゃないですか。

【井上委員長】 ちょっと待ってください。これは事前にお送りした……。

【加納（事務局）】 すいません。委員の先生方には、実施要領等については、委嘱状と一緒に事前送付をさせていただいているんですが、そちらのほうに検討事項、11項目ございますが、今年度の委託事業としては、一応これを基本的な柱としてお考えいただいて、さらに平成13年度の研究については、それも踏まえた形で検証会議の委員の先生方に検討課題を整理していただくということで、課題設定については、こちらとしては考えているんですが。

【井上委員長】 事務処理上、委託契約を結ぶときにどんなことを検討するかという中身は、ある程度明らかにする必要があるわけですね。その契約のために、課題をある程度整理して、ここに載せたという、そういう事務的な手続での文書だと理解していただいたほうがいいと思います。これを土台にはするけれども、これに縛られないと。そう理解していただいて、後の合同会議、検討会の中で具体化する議論をして、スケジュール等、活動方針を立てていただくと、こういうことになると思いますね。だから、ここにあまりこだわられると、先に進まなくなりますので。

【魯委員】 私の場合は多分、検討課題の5のところあたりだと思うんですけども、それを非常に膨らませていくというふうに考えればいいのかと思っております。

【和泉委員】 医学をやっている立場からいくと、この検討事項というのは、医学が入りにくいという感じがありますね。というのは、なぜかというと、検討1が1907年法で、2番目が53年のらい予防法、それで優生保護法で、こういう法律の事項に関して医学界が果たした役割で、1、2、3に関してというのはついているんですね。ですから、それ以外の例えば医学界の論調がどうだったのかとか、医学がハンセン病そのものをどう考えたのか、それがどのように政策を支えたかというのは、この文章の中からは出てこないんですね。それを膨らませるの中に入れてしまえば、それはそれでいいんでしょうけれども、もうちょっと医学的な配慮というのがあってもよかったのかなという気がしますけど。

【井上委員長】 それはご意見はよくわかりますが、この文章の性格を考えていただくと、ここで外れているから入らないというふうに理解していただかないで、さらに検証会議、そ

れから検討会の中で、必要なテーマについては検討していただくというふうに理解していただいたほうがいいと思いますので、よろしいでしょうか。医学が排除されていると心配されているのですが、そんなことはありませんから。むしろ、次の段階で、そういう意見がもしおありでしたら議論していただきたい。よろしいでしょうか。はい。

30分ということになりましたし、あと、何かご意見、特におありでしょうか。よろしいですか。はい。

【加納（事務局）】事務局のほうからご連絡なんですけど、本日欠席されております岡田靖雄先生のほうから先生の検討分野等についてご意見のお手紙をいただいておりますので、この取り扱い関係について、委員長のほうに一任したいと思いますので、よろしく願いします。

【井上委員長】事務局あてに書面が寄せられているわけですので、私も初めて拝見するので、拝見した上で、どのように取り扱わせていただけるか、検討させていただいて、必要ならばまた検討会の皆さんにお諮りするということで、よろしいでしょうか。はい。

あとはいいですか。はい。

では、皆さん、最後にもう一度お尋ねしますが、これでよろしいでしょうか。第1回ということで、ご苦労さまでした。

私、事務局に2つ注文があります。1つは、こういうところでやるんだったらマイクをもう少し本数を用意していただきたい。もう一つは、コーヒーが出ましたが、私、コーヒーは苦手なので、何にするか聞いてから出していただきたいと思います。よろしく願いします。

【加納（事務局）】すいません。お手元に日程調整表をお配りしております。次回は検証会議との合同会議になります関係で、一応会場と座長の日程等を諮りまして、候補日を挙げさせていただいておりますが、ご記入の上、事務局のほうにご提出いただければと思います。

なお、ご連絡先の確認のために、多少お名前の後、所属等、詳しくお書きいただければと思っております。

あと、実費請求等の関係につきましても、書類を入れさせていただいておりますが、細かな点についてわからない点等がございましたら、事務局のほうまでお問い合わせください。よろしく願いいたします。

【井上委員長】ありがとうございます。では、これで第1回検討会を終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。

了